

柔道整復師のかかり方

健康保険が適用になる施術と適用にならない施術があります

健康保険が適用される範囲を正しく理解して利用してください

健康保険証が使える場合

[外傷性の負傷のみ]

OK!

- 打撲 ● 捻挫
- 挫傷(肉離れ) ● 骨折
- 不全骨折(ひび) ● 脱臼

骨折、ひび、脱臼は応急手当の場合を除き医師の同意が必要です。

健康保険証が使えない場合

[病気による痛み・原因不明の痛み]

NG

- 日常生活による単なる痛みや肩こり
- 特に症状の改善がみられな長期にわたる漫然とした施術
- スポーツなどによる肉体疲労からの回復目的
- 脳疾患などの後遺症 ● リウマチ・関節炎などの痛み
- 病院や診療所などで同じ負傷を治療している

通勤中や勤務中の負傷は労災保険の適用になります。

健康保険適用となる施術を受けた場合は健保組合への療養費支給申請手続き(署名)が必要です



施術を受けた方に代わって柔道整復師が健保組合に請求します。申請内容を確認して署名をしてください。

申請書確認のチェック事項

- 健康保険適用の説明を受けた負傷名のみが記載されているか確認してください。
- 暦月ごとの申請ですので、その月に通院した日を確認してください。

委託業者による柔道整復療養費の施術内容の照会・確認について

当健康保険組合において柔道整復師の施術に係る療養費の点検を行い、医療費の適正化を行っておりますが、更なる適正化対策として、令和2年度から健保連北海道連合会の共同事業により専門業者へ委託し当該点検を実施しています。

委託業者((株)大正オーディット)より被保険者の皆さまへ書面や電話にて柔道整復師の施術内容などの照会、確認等させていただく場合がありますので、照会等があった場合は速やかにご回答いただきますようお願いいたします。



*請求書の流れの関係により、照会の時期は、施術から2~3カ月後となります。

長期にわたって整骨院・接骨院にかかり、症状の改善がみられない方へ

症状の改善がみられない時は、他の疾患が原因となっている可能性があります。重症化を防ぐために医療機関の受診をオススメします。